

第三期特定健康診査等実施計画

東京広告業健康保険組合

最終更新日：平成 30 年 01 月 23 日

特定健康診査等実施計画（平成30年度～平成35年度）

背景・現状・基本的な考え方		
No.1	新生物（がん等）の医療費が高い。	➔ けんぽだより等の広報により、がんの早期発見・早期治療の重要性を認識させる。
No.2	血圧が受診勧奨判定値以上で医療機関を受診をしていない者が多数存在している。	➔ 対象者が自らのリスクを正しく認識できていない可能性も考えられるため、情報提供や早期治療のための受診勧奨を行う。
No.3	健康診断を受診していない者がいる。	➔ けんぽだよりによる広報、事業所への受診勧奨の強化により加入者へ健診を受診するよう強く促す。
No.4	後発医薬品の使用割合が低い	➔ けんぽだより等による広報の強化により後発医薬品の使用を促す。
No.5	被扶養者の特定保健指導実施率が低い。	➔ けんぽだより等による広報の強化により実施を促す。
No.6	呼吸器系疾患（風邪・花粉症等）、消化器系疾患の医療費が高い。	➔ 風邪の予防法や花粉症等に関する広報を強化する（けんぽだよりによる広報等）
No.7	生活習慣病関連の医療費、特に高血圧・糖尿病の医療費が高い。	➔ 生活習慣病（高血圧・糖尿病等）は予防対策が可能であることから、介入効果が期待できる疾患として位置づけ、けんぽだより等の広報による意識づけや保健指導による生活改善・受診勧奨を実施する。

基本的な考え方

背景及び趣旨
 わが国は、様々な健康づくり対策を経て、平成12年度から「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」として健康づくり施策を推進し、生活習慣病に関する一次予防・二次予防に重点をおいてきましたが、糖尿病有病者・予備群の増加、肥満者の増加、野菜摂取量の不足、日常生活の歩数の減少といった健康状態及び生活習慣の改善が見られない、もしくは悪化している項目があり、今後一層の生活習慣病対策の充実が必要な状況にある。
 こうした背景の中、平成20年4月から、高齢者の医療に関する法律により、医療保険者に対して、糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査（特定健診）及び特定健診の結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導（特定保健指導）の実施を義務付けることとし、さらに医療保険者が特定健診・特定保健指導の結果に関するデータを管理することにより、生涯を通じた健康管理が実施できることとした。
 本計画は、当健康保険組合の特定健康診査及び特定保健指導の実施方法に関する基本的な事項、特定健康診査及び特定保健指導の実施並びにその成果に係る目標に関する基本的な事項について定めるものである。
 なお、高齢者の医療の確保に関する法律第19条により、第一期（平成20年～平成24年）および第二期（平成25年～平成29年）においては、5年を一期としていたが、第三期は6年（平成30年～平成35年）を一期として特定健康診査等実施計画を定めることとする。

東京広告業健康保険組合の現状
 当健保組合は、広告業を主たる業とする事業所が加入している健保組合である。
 平成28年度の事業所数は698社で、全国47都道府県に所在するが、約9.0割が東京に所在している。ただし、支店や営業所は全国に点在しており、東京近郊に在動している被保険者及び被扶養者は約8.0割、それ以外の在勤者は約2.0割程度である。
 加入事業所は、中小事業者が多く、被保険者が2,000名強いる事業所から20名未満の事業所と幅広い。1事業所あたりの平均被保険者数は、約60人。
 当健保組合に加入している被保険者は、平均年齢が37.7歳で、男性が全体の約6.2割を占める。
 被保険者の健康診断については、平成21年度から（社）東京都総合組合保健施設振興協会（以下「東振協」という）と全国契約をし、約700ヶ所の健診機関の固定施設及び巡回により行っている。
 当健保組合の健康診断は、「総合健診」と称し、年齢に関係なく全ての受診者が、血液検査・胸部X線・胃部X線等を受診するようにしている。希望者に対して、婦人検査（子宮・乳房）、PSA検査等も実施している。地方在勤の者は、当健保組合が直接契約している健診機関4ヶ所でも受診が可能である。
 平成28年度の総合健診（基本健診）の実施人数は、計23,946人受診している。
 被扶養者の健診も東振協と全国契約をし、被扶養者健診で529人、巡回主婦健診で2,831人の計3,360人受診している。
 被保険者を対象とした肺がん健診は、2,983人受診した。
 また、被保険者・被扶養者とも人間ドックを受診している者がおり、被保険者11,675人、被扶養者800人の計12,475人受診している。
 保健指導については、当健保組合には常勤3人・非常勤2人の保健師がおり、特定保健指導の他に、総合健診・人間ドックの有所見者に対して、事業所等に出向き面談、電話・文書による食生活指導を実施している。
 平成28年度は有所見者との面談指導（1人1回、20分程度）が2,018人、電話・文書による指導が4,174人の計6,192人実施した。

- 特定健康診査等の実施方法に関する基本的な事項**
- 1. 特定健康診査等の基本的考え方**
 これまでの健診・保健指導は、個別疾患の早期発見・早期治療が目的となっており、そのため健診後の保健指導は要精査や要治療となった者に受診勧奨を行うこと、また高血圧・高脂血症・肝臓病等の疾患を中心とした保健指導を行ってきた。
 今後の健診・保健指導は内臓脂肪型肥満に着目し、その要因となっている生活習慣を改善するための保健指導を行い、糖尿病等の有病者・予備群を減少させることが目的となる。生活習慣病は自覚症状がないまま進行するため、健診は個人が生活習慣を振り返る絶好の機会と位置づけ、行動変容につながる保健指導を行う。
 - 2. 特定健康診査等の実施に係る留意事項**
 今まで、市区町村国保が行っていた健康診査を、当健保組合が主体となって特定健診を行いそのデータを管理する。
 - 3. 事業者等が行う健康診断及び保健指導との関連**
 従来から事業者健診を代行していたことから、当健保組合が主体となって行う（委託を含む）。事業者が健診を実施した場合は、当健保組合はそのデータを事業者から受領する。健診費用は事業者が負担する。
 - 4. 特定保健指導の基本的な考え方**
 内臓脂肪型肥満に着目し、その要因となっている生活習慣を改善するための保健指導、行動変容につながる保健指導を行うことが中心となる。具体的には受診者が健診結果から自分の健康状態を把握し、生活習慣改善のための行動目標を自ら設定・実行できるよう、各人の行動変容を促す個別性を重視した保健指導をめざす。
 現在、当健保組合の保健師は常勤3人、非常勤2人いるが、都内近辺を中心に保健指導を行う。平成21年度より都内の一部及び地方分についてアウトソーシングしている。
- I 達成目標**
- 1. 特定健康診査の実施に係る目標**
 平成35年度における特定健康診査の実施率を85.0%とする。
 - 2. 特定保健指導の実施に係る目標**
 平成35年度における特定保健指導の実施率30.0%とする。
 - 3. 特定健康診査等の実施の成果に係る目標**
 平成35年度において、平成20年度と比較したメタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率を25%以上とする。
- II 特定健康診査等の実施方法**
- 1. 実施場所**

総合健診（特定健診）は、東振協契約健診機関又は組合直接契約健診機関（4機関）で固定施設及び巡回により行う。
 特定保健指導は東京都近隣の者については当健保組合の保健師が中心となり行うが、都内の一部分及び地方分についてアウトソーシングしている。

2.実施項目

特定健診の実施項目は、標準的な健診・保健指導プログラムに記載されている健診項目とする。

3.実施時期

実施時期は、通年とする。

4.委託の有無

(1) 総合健診（特定健診）

東振協契約健診機関又は組合直接契約健診機関で受診する。

(2) 特定保健指導

当健保組合の保健師5人では、対象者全ては指導できないことから、標準的な健診・保健指導プログラム第3編第6章の考え方に基づきアウトソーシングする。

5.受診方法

(1) 被保険者

東振協契約健診機関又は組合直接契約健診機関に申込みをした上で、受診日を決定し、固定施設又は巡回で総合健診（特定健診）を受診する。

(2) 被扶養者

東振協契約健診機関に申込みをした上で受診日を決定し、固定施設で被扶養者健診（特定健診）を受診する。被扶養者である妻を対象とした巡回主婦健診（特定健診）は設定された期間内に希望施設で受診する。

特定保健指導は東振協と委託契約を結び実施する。

6.周知・案内方法

周知は、当健保組合ホームページに掲載して行う。

7.健診データの受領方法

東振協契約健診機関の健診データは東振協を通じて月単位で受領し、直接契約健診機関の健診データは、健診費用請求時に電子データを受領して当健保組合で保管する。
 なお、保管年数は5年とする。

8.特定保健指導対象者の選出の方法

特定保健指導の対象者については、効果の面から40歳代の者から優先して選出する。

特定健診・特定保健指導の事業計画

1 事業名 総合健診（40歳以上）

対応する健康課題番号 No.7



事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：被保険者
方法	契約を結んだ東振協や健診機関にて実施。実施後健診機関から送付される被保険者の健診結果を事業主へ送付。
体制	事業主との共同事業として実施。自己負担3,000円で受診可能。

事業目標

病気の早期発見・健康の維持・増進							
評価指標	アウトカム指標	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度
	-						
	(アウトカムは設定されていません)						
評価指標	アウトプット指標	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度
	受診率	45%	46%	46%	46%	46%	46%

実施計画

H30年度	H31年度	H32年度
年間を通して実施。実施見込みは約5,700人。	年間を通して実施。実施見込みは約5,700人。	年間を通して実施。実施見込みは約5,700人。
H33年度	H34年度	H35年度
年間を通して実施。実施見込みは約5,700人。	年間を通して実施。実施見込みは約5,700人。	年間を通して実施。実施見込みは約5,700人。

2 事業名 主婦健診（40歳以上）

対応する健康課題番号 No.7



事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：女性、年齢：40～74、対象者分類：被扶養者
方法	東振協と契約を結んだ健診機関にて実施
体制	-

事業目標

病気の早期発見・健康の維持・増進							
評価指標	アウトカム指標	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度
	-						
	(アウトカムは設定されていません)						
評価指標	アウトプット指標	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度
	受診率	39%	44%	48%	52%	55%	56%

実施計画

H30年度	H31年度	H32年度
年間を通して実施。実施見込みは約1,900人。	年間を通して実施。実施見込みは約1,900人	年間を通して実施。実施見込みは約1,900人
H33年度	H34年度	H35年度
年間を通して実施。実施見込みは約1,900人	年間を通して実施。実施見込みは約1,900人	年間を通して実施。実施見込みは約1,900人

3 事業名 被扶養者健診（40歳以上）

対応する健康課題番号 No.7



事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：被扶養者
方法	東振協と契約を結んだ健診機関にて実施
体制	-

事業目標

病気の早期発見・健康の維持・増進							
評価指標	アウトカム指標	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度
	-	(アウトカムは設定されていません)					
	アウトプット指標	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度
	受診率	10%	10%	10%	10%	10%	10%

実施計画

H30年度	H31年度	H32年度
年間を通して実施。実施見込みは約300人。	年間を通して実施。実施見込みは約300人。	年間を通して実施。実施見込みは約300人。
H33年度	H34年度	H35年度
年間を通して実施。実施見込みは約300人。	年間を通して実施。実施見込みは約300人。	年間を通して実施。実施見込みは約300人。

4 事業名 人間ドック（40歳以上）

対応する健康課題番号 No.7



事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：被保険者/被扶養者
方法	当組合と直接契約か健保連指定の健診機関にて実施。
体制	-

事業目標

病気の早期発見・健康の維持・増進							
評価指標	アウトカム指標	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度
	-	(アウトカムは設定されていません)					
	アウトプット指標	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度
	受診率	45%	45%	45%	45%	45%	46%

実施計画

H30年度	H31年度	H32年度
年間を通して実施。実施見込み10,000人。	年間を通して実施。実施見込み10,000人。	年間を通して実施。実施見込み10,000人。
H33年度	H34年度	H35年度
年間を通して実施。実施見込み10,000人。	年間を通して実施。実施見込み10,000人。	年間を通して実施。実施見込み10,000人。

5 事業名 特定保健指導

対応する健康課題番号 No.2



事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：基準該当者
方法	保健師が事業所を訪問し、該当者に対して実施。その後は手紙・電話による継続支援を実施。
体制	当組合保健師（5人）及び委託業者により実施。

事業目標

重症化を予防する。							
評価指標	アウトカム指標	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度
	-	(アウトカムは設定されていません)					
	アウトプット指標	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度
	実施率	30%	30%	30%	30%	30%	30%

実施計画

H30年度	H31年度	H32年度
健診結果より該当者に対して年間を通して実施。	健診結果より該当者に対して年間を通して実施。	健診結果より該当者に対して年間を通して実施。
H33年度	H34年度	H35年度
健診結果より該当者に対して年間を通して実施。	健診結果より該当者に対して年間を通して実施。	健診結果より該当者に対して年間を通して実施。

特定健康診査・特定保健指導								
		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	
特定健康診査実施率	計画値 ※1	全体	18,648 / 23,296 = 80.0 %	19,291 / 23,816 = 81.0 %	19,842 / 24,197 = 82.0 %	20,498 / 24,696 = 83.0 %	21,204 / 25,243 = 84.0 %	22,048 / 25,939 = 85.0 %
		被保険者	15,326 / 17,029 = 90.0 %	15,815 / 17,379 = 91.0 %	16,015 / 17,599 = 91.0 %	16,276 / 17,886 = 91.0 %	16,786 / 18,446 = 91.0 %	17,439 / 18,955 = 92.0 %
		被扶養者 ※3	3,322 / 6,267 = 53.0 %	3,476 / 6,437 = 54.0 %	3,827 / 6,598 = 58.0 %	4,222 / 6,810 = 62.0 %	4,418 / 6,797 = 65.0 %	4,609 / 6,984 = 66.0 %
	実績値 ※1	全体	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		被保険者	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		被扶養者 ※3	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
特定保健指導実施率	計画値 ※2	全体	827 / 3,307 = 25.0 %	868 / 3,340 = 26.0 %	911 / 3,373 = 27.0 %	954 / 3,407 = 28.0 %	998 / 3,441 = 29.0 %	1,043 / 3,476 = 30.0 %
		動機付け支援	314 / 1,257 = 25.0 %	330 / 1,269 = 26.0 %	346 / 1,282 = 27.0 %	363 / 1,295 = 28.0 %	379 / 1,308 = 29.0 %	396 / 1,321 = 30.0 %
		積極的支援	513 / 2,050 = 25.0 %	538 / 2,071 = 26.0 %	565 / 2,091 = 27.0 %	591 / 2,112 = 28.0 %	619 / 2,133 = 29.0 %	647 / 2,155 = 30.0 %
	実績値 ※2	全体	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		動機付け支援	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		積極的支援	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %

※1) 特定健康診査の（実施者数）／（対象者数）

※2) 特定保健指導の（実施者数）／（対象者数）

※3) 特定健診の対象となる被扶養者数には、強制被扶養者、任意継続被扶養者、特例退職被扶養者、任意継続被保険者、特例退職被保険者を含めてください。

個人情報の保護
当健保組合は、東京広告業健康保険組合個人情報保護管理規程を遵守する。 当健保組合及び委託された健診・保健指導機関は、業務によって知り得た個人情報を外部に漏らしてはならない。 当健保組合のデータ管理者は常務理事とする。また、データの利用者は当健保組合の職員に限る。

特定健康診査等実施計画の公表・周知
本計画はホームページに掲載し、公表・周知する。

その他
1. 特定健康診査等実施計画の評価及び見直しについて、目標と大きくかけ離れた場合や必要がある場合には見直すこととする。 2. 当健保組合に所属する保健師などについては、特定健診・特定保健指導などの実践養成のための研修に随時参加させる。